参加料の記載のないものは無料です。／市外局番（0154）を省略しています。／市役所本庁舎は「市役所」、市役所防災庁舎は「防災庁舎」に省略しています。

2026（令和８）年 経済センサス活動調査

総務省と経済産業省は、2026（令和８）年６月１日を調査期日として、全国のすべての事業所および企業を対象とした「令和８年経済センサス活動調査」を実施中です。４月にインターネット回答用の調査書類が郵送された事業所については、インターネットでの回答をお願いします。調査書類が郵送されていない事業所やインターネット未回答の事業所については、５月末までに調査員がお伺いして紙の調査票を配布しますので、インターネットもしくは、記入した紙の調査票にて回答をお願いします。

問企画課統計係（☎31-4205）、阿地域振興課地域振興係（☎66-2122）、音地域振興課（☎01547-6-2231）

タイヤ交換について

摩耗したスタッドレスタイヤを夏季も使用することは、燃費の悪化だけでなく、制動距離の延長や雨天時のスリップ、カーブでの予想外の膨らみにつながり、大変危険です。適切なタイミングでのタイヤ交換をお願いします。

問市民生活課（☎31-4590）

クルーズ客船が入港します

入出港時には歓送迎の行事も行いますので、多くの市民の皆さんの参加をお待ちしています。

寄港日	船名・入出港時間	
①	シーボーン・アンコール	
5/1㈮	接岸 午前９時	出港 午後６時
②	セブンシーズ・エクスプローラー	
5/8㈮	接岸 午前８時	出港 午後５時
③	リビエラ	
5/11㈪	接岸 午前８時	出港 午後３時

利用岸壁＝①②耐震・旅客船ターミナル、③西港第４埠頭

※今後変更・中止となる可能性や、入出港は天候等の理由により前後する場合があります。

問港湾空港課（☎53-3371）

市民意見提出手続条例に基づく意見募集結果のお知らせ

皆さんからのご意見を踏まえ、規則案を取りまとめました。ご意見ありがとうございました。

・釧路市水産資料展示室条例施行規則の一部改正について

今後の参考とするもの　５件

意見として伺ったもの　３件

問水産課（☎22-0191）

街路灯維持に関するお知らせ

●2026（令和８）年度街路灯維持費等補助申請受付（釧路地域対象）

2025（令和７）年度に申請された団体・個人に書類を送付しています。※郵送による受け付けも行っています。

日５月７日㈭～12日㈫午前９時～午後５時※平日のみ／所市役所１階ギャラリー／対2026（令和８）年４月１日現在設置済みの街路灯を維持管理している団体・個人

●街路灯維持費等補助金は個人でも申請できます（釧路地域対象）

市では夜間の犯罪防止や交通の安全確保などのために設置している街路灯に補助金を交付しており、町内会等の団体に限らず個人で街路灯を管理されている方も申請することができます。既に個人で管理をされている方や、これから個人での管理をお考えの方はお問い合わせください。

●街路灯整備費補助制度をご利用ください（釧路地域対象）

LED（10w）街路灯への取り替えや新設、更新、灯柱の更新に対して補助を行っています。補助金額は１灯あたり１万2,000円です。詳しくはお問い合わせください。

【共通】問市民生活課（☎31-4521）

市ホームページに広告を掲載しませんか

掲載位置＝トップページ下部／**掲載期間**＝基本１カ月単位（最大12カ月掲載可）／**募集件数**＝各期間12枠（先着順）／**規格**＝縦60ピクセル×横200ピクセル／¥１枠２万950円／他詳細はお問い合わせください／申市民協働推進課（☎31-4504）

市民意見提出手続条例に基づき、皆さんの意見を募集します

下記の素案の詳しい内容は、各公表場所に備え付けの資料か市ホームページをご覧ください。

	釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例の一部改正
内　容	市内において、出力10kW以上の太陽光発電施設（地上設置型に限る）を設置しようとするときは、本条例の規定によりあらかじめ市長の許可を得る必要がある。今般、将来的な施設の撤去や廃棄に要する費用のより確実な確保のため、事業者において撤去、廃棄に要する費用相当額をあらかじめ金融機関へ預け入れることや、当該預金について市と質権設定契約を締結することを新たに許可要件として盛り込む等の所要の改正を行うもの。
募集期間	～５月中旬
原案の公表場所	市役所・各行政センター１階市政情報コーナー、各支所、市ホームページ
	市役所１階環境保全課
提出・問合先	環境保全課環境管理係（〒085-8505黒金町7-5 ☎31-4535 FAX23-4651 ✉ka-kankyoukanri@city.kushiro.lg.jp）

	釧路市大規模運動公園体育施設条例および釧路市大規模運動公園体育施設条例施行規則の一部改正について
内　容	釧路市大規模運動公園内への釧路市民クロスカントリーコースの開設に伴い、釧路市大規模運動公園体育施設設置条例および釧路市大規模運動公園体育施設施行規則の一部を改正するもの
募集期間	～５月中旬
原案の公表場所	市役所・各行政センター１階市政情報コーナー、各支所、市ホームページ
	釧路フィッシャーマンズワーフMOO４階スポーツ課
提出・問合先	市教委スポーツ課（〒085-0016錦町2-4☎31-2600 FAX22-9096 ✉su-sport@city.kushiro.lg.jp）

	釧路市営住宅条例の一部を改正する条例
内　容	市営住宅の公募に係る入居者選考について、入居の迅速化や制度の分かりやすさの向上、事務手続きの簡素化等により入居の促進を図ることを目的として、道内主要都市で広く採用されている「抽選・倍率優遇方式」を導入し、抽選を基本としつつ住宅確保要配慮者の当選確率を高める優遇措置を設けるため、釧路市営住宅条例の一部を改正するもの。
募集期間	～５月中旬
原案の公表場所	市役所・各行政センター１階市政情報コーナー、各支所、市ホームページ
	市役所５階住宅課
提出・問合先	住宅課（〒085-8505黒金町7-5 ☎31-4564 FAX24-0581 ✉jyu-jyuutaku@city.kushiro.lg.jp）

	釧路市図書館条例施行規則の一部改正
内　容	釧路市地区図書館（西部・東部・中部）について、夜間時間帯の利用者数が少ない実態を踏まえ、閉館時間を現行の「午後７時30分まで」から「午後６時まで」に変更するため、本条例施行規則の一部を改正するもの。
募集期間	～５月下旬
原案の公表場所	市役所・各行政センター１階市政情報コーナー、各支所、市ホームページ
	釧路フィッシャーマンズワーフMOO４階生涯学習課
提出・問合先	生涯学習課生涯学習係（〒085-0016錦町２-４ ☎31-4579 FAX22-9096 ✉sh-shougaigakushuu@city.kushiro.lg.jp）

【共通】提出方法＝市ホームページや原案の公表場所に備え付けている意見等の提出書に、住所、氏名（団体名）、意見等の提出者の区分を記入の上、メール、郵送、信書便、ファクス、持参で提出してください。

各種相談窓口

■女性のための無料法律相談（要予約）

日５月13日㈬午後１時～３時／定４人／所申５月７日㈭午前９時から電話で男女平等参画センターふらっと（☎65-1034）へ

■外国人のための無料相談会

日５月17日㈰午前10時～午後１時／所KKSコンベンションセンター（観光国際交流センター）２階「くしろ国際交流プラザ」／内在留資格や生活全般に関する相談／問札幌出入国在留管理局釧路港出張所（☎22-2430）

■障がい者就労支援相談（要予約）

日５月14日㈭午後１時～４時／所防災庁舎３階障がい福祉課／申障がい福祉課（☎23-5201）、障がい者就業・生活支援センターぷれん（☎65-6500）

■生活相談支援センター「くらしごと」（要予約）

日月～金曜日（祝日を除く）午前９時～午後６時／内生活や就労に関する相談／所申くらしごと（北大通12-1-14ビケンワークビル１階☎65-1250）

■ふれあい相談

日［電話相談］月・水・金曜日、［面接相談（要予約）］月曜日、各午前10時～午後３時30分※ともに祝日、年末年始を除く／所総合福祉センター（旭町12-3）／内家庭生活全般、心配ごと、悩みごと／問ふれあい相談センター（☎24-7837）

■犯罪被害者相談室

日［電話相談］火・木・金曜日午前10時30分～午後２時30分、［面接相談（要予約）］随時※ともに祝日、年末年始を除く／内犯罪被害、生活上の問題に関する相談、その他の相談等／問釧路被害者相談室（☎24-6002）

■法律相談（要予約。先着６人）

日６月５日㈮午後１時～３時／所市役所１階市民相談室／申５月29日㈮午前８時50分から電話で市民協働推進課（☎31-4504・4505）へ

■人権相談（要予約。先着４人）

日５月29日㈮午後１時30分～３時30分／所市役所１階市民相談室／申電話で釧路人権擁護委員協議会事務（☎31-5040）へ

■行政相談（当日受付）

日５月19日㈫午後１時～３時／所市役所１階市民相談室／問釧路行政監視行政相談センター（☎23-7136）